

# アライグマ等捕獲運搬収集業務委託仕様書

## 1 業務の名称

アライグマ等捕獲運搬収集業務委託

## 2 業務の目的

本業務は、アライグマによる生態系及び人の生命や身体並びに農林産業への被害を防止するための捕獲補助業務を実施するとともにアライグマ、イノシシ、犬猫等の死骸収集運搬を併せて実施し、本市の死骸処理等の円滑な推進を図ることを目的とする。

## 3 業務の場所

生駒市内

## 4 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

### ◎アライグマ捕獲運搬収集業務

アライグマの捕獲通報を受け、作業員を現場若しくは農林課に出動させるものとし、アライグマの回収、殺処分（ガス殺）補助、死骸回収、捕獲器搬送等の作業及びアライグマの死骸を市役所の冷凍庫に保管されている他の死骸と併せて清掃センターに搬入を行うものとする（1日最大15匹まで）。

- ①捕獲通報先のアライグマの回収を行い、市が指示する場所まで搬送する。
- ②捕獲したアライグマの処分（市職員）の補助をする。
- ③捕獲器を利用者等、市の指示先まで搬送する。

尚、初回設置の捕獲器については、市職員が設置するものとする。

- ④処分したアライグマの死骸を市の指示する場所まで搬送する。
- ⑤その他市職員の指示する業務。

### ◎イノシシ運搬収集業務

猟友会から死骸処理通報を受け、作業員を現場に出動させるものとし、イノシシの解体後の小分けされた死骸を回収し、市役所の冷凍庫に保管されている他の死骸と併せて市の指定する場所に搬入を行うものとする。

- ①猟友会から死骸処理通報を受け、猟友会の指定場所から、市の指示する場所まで運搬する。
- ②その他市職員の指示する業務。



## 11 収集運搬車両

収集運搬車両については、以下のとおりとする。

- ①受託者は契約締結後、本業務を遂行するに足りる収集車両を、速やかに自己保有又は継続的に使用できる権限を確保すること。
- ②使用する車両については、対人及び対物賠償金額が無制限の自動車保険(任意保険)に加入すること。
- ③受託者は速やかに使用車両の車種及び登録番号を記載した書類並びに収集運搬車両にかかる次に掲げる書類を提出すること。また、契約期間中に生じた変更事項については、速やかに届け出なければならない。
  - 1、 車検証(写し)
  - 2、 車両保険書(自賠責保険、任意保険)写し
  - 3、 車両保管場所付近の写真及び見取り図
- ④収集車両は、飛散し又は流出する恐れのないものでなければならない。

## 12 収集業務員等

- ①受託者は、本業務を適正に履行するために必要な業務員を配置しなければならない。
- ②受託者は、契約締結後、収集運搬に従事する者の名簿を書面で本市に届け出なければならない。
- ③収集作業員は、業務の遂行能力を有する者であること。

## 13 収集運搬車両保管場所

- ①収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃等に支障のない広さを有するものとする。洗車設備を設置する場合は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。
- ②本市は、必要に応じて受託者が使用する器材等を検査し、不備と認めるものについては、改善の指示をすることができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。

## 14 作業実施基準等

受託者は、廃棄物の収集運搬業務を実施する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定める基準及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準等を遵守しなければならない。

- ①収集作業員は、本市の委託業務であることを念頭において、市民に対して常に親切丁寧に応接し不快の念を与えるような言動をとってはならない。
- ②受託者は、業務を実施する場合において道路交通法を遵守すること。
- ③交通事故が発生した場合は、直ちに本市に報告しなければならない。
- ④受託者が市民等から収集業務に関する苦情等を受けたときは、受託者が誠意を持って

対応するとともに速やかにその内容を本市に報告すること。

⑤受託者は、環境への負荷が少ない収集車両の使用に努めること。

⑥受託者は、委託業務の履行について交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。

⑦受託者は、業務委託を第三者に委託してはならない。

⑧受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

⑨業務従事者の労務管理等に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

## 15 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義が生じた事項については、必要に応じて本市と受託者が協議して定めるものとする。